

船舶事故調査報告書

平成26年3月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成25年7月20日（土） 00時35分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市姫路港の飾磨第1区 姫路市所在の飾磨東第2防波堤灯台から真方位020° 1,430m付近 （概位 北緯34°47.2′ 東経134°39.8′）
事故調査の経過	平成25年10月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート ^ク ^ミ ^ア ^ン ^ド ^マ ^リ ^ー KUMI & MARY、5トン未満 260-28478兵庫、個人所有 6.80m (Lr) × 2.56m × 1.09m、FRP ディーゼル機関、147.10kW、平成3年6月
乗組員等に関する情報	船長 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年3月12日 免許証交付日 平成21年2月18日 （平成26年3月11日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（同乗者）、軽傷 1人（船長）
損傷	本船 船首部に亀裂 岸壁 ビットに擦過傷
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、姫路港東第1区で釣りをを行った後、平成25年7月20日00時20分ごろ白色全周灯及び両舷灯を表示し、飾磨第1区湛保の定係地に向けて帰途についた。 船長は、定係地の船だまりに近づいたので、投光器を点灯し、操舵室中央に立ち、左手で舵を持ち、右手で操縦レバーを握って手動操舵に当たり、約3～4ノットの対地速力で船だまりに入り、右転しながら、着岸予定の湛保の東側岸壁（以下「本件岸壁」という。）に向けて航行した。 船長は、いつもどおり、本件岸壁まで約20mの地点で船外機を後進にかけた際、約10m手前で本船が停止したので、少し前進するつ

	<p>もりで操縦レバーを前進に入れたところ、本船が急加速し、急いで中立にしたものの、本船は、平成25年7月20日00時35分ごろ船首部が本件岸壁に衝突した。</p> <p>船長は、顔面を前方のステンレスのケースにぶつけ、同乗者は、操舵室前の前部甲板に座っていたところ、前方に転倒してそれぞれ負傷した。</p> <p>船長及び同乗者は、救急車で病院に搬送され、船長は右目の下に3針の縫合を要する挫創、同乗者は左大腿骨^{たい}骨転子下粉碎骨折と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮中央期</p>
その他の事項	<p>本船は、平成25年7月8日に出力110.30kWの船外機を新たに購入した出力147.10kWの船外機へ換装し、本事故当日が、船外機換装後、初めての航行であった。</p> <p>換装前の船外機は、進水時から装備されていたものであり、操縦レバーを前後進に操作しても本船の加速が鈍かった。</p> <p>船長は、試運転を兼ねて釣りに出掛けたものの、換装した船外機の操縦性能を十分に把握していなかった。</p> <p>船長は、夜間航行の経験が豊富であり、本船の船首方に死角（視界が制限される状態）はなく、船だまりの周囲にも明かりがあったので、着岸の操船に不安がなかったため、目視で見張りを行って航行していた。</p> <p>船長は、本事故後、海上保安庁の実況見分において、衝突時の速力が約9ノットであることを確認した。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用しておらず、同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、姫路港飾磨第1区の本件岸壁において、着岸作業中、船長が、換装した船外機の操縦性能を把握していなかったことから、船外機を前進にかけた際、本船が加速し、本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、本件岸壁において着岸作業中、船長が、換装した船外機の操縦性能を把握していなかったため、船外機を前進にかけた際、本船が加速し、本件岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 船外機を換装した際には、安全な場所で操船を幾度か繰り返し、操縦性能を十分に把握した上、離着岸作業を行うこと。 |
|--|--|